

大田市告示第22号

大田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱(令和3年大田市告示第155号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

大田市長 楫野弘和

第2条第1項第1号ウ中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日」に、「児童扶養手当」を「児童手当」に改め、同号エ中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日」に改める。

第3条第2項及び第4条の表中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、令和5年4月1日に出生した児童に係る児童手当の認定の請求をした者への支給の申請については、令和5年4月30日までとする。

附 則

この告示は、令和5年3月23日から施行する。